

第3章 保存管理

第1節 本質的価値の検討

第1項 名勝円山公園の本質的価値に係る事項の抽出

昭和6年（1931）の名勝指定時に作成された指定説明から本質的価値に関する以下の5つの事項を抽出することができる。

（1）「北ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八坂神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス」

名勝円山公園は、浄土宗総本山の知恩院、明治4年(1872)に官幣中社に列され、大正4年(1915)には官幣大社に昇格した八坂神社、さらに東本願寺大谷祖廟が位置するという、恵まれた立地条件にあり、近世よりそれらの社寺への往来に欠かせない場所として認識されてきた。

（2）「泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ」

名勝円山公園の一画に設けられた園池は流れ、築山、植栽が相まって、重要な景観を成している。

（3）「安養寺辨大堂長樂寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在リ皆名所トシテ知ラル」

名勝円山公園は、その指定範囲内に複数の寺院を包含し、それらは、全て江戸期から名所として認知されている。

（4）「世ニ祇園ノ糸櫻トスル巨樹又名高シ」

名勝円山公園内に所在する枝垂桜の巨樹は、著名な名勝地である。

（5）「四時遊覧ノ勝區タリ」

名勝円山公園は多くの人々が四季折々、朝夕を問わず遊覧することのできる景勝の地である。

名勝円山公園の本質的価値に係る上記の事項を要約すると、特に格式の高い社寺に囲まれ、園内には複数の名所、景勝地に加え公園の中央西寄りの枝垂桜は著名であるなど、四季折々に遊覧することのできる公園かつ名勝地であるといえる。

第2項 本質的価値

名勝円山公園の本質的価値に係る前述の5つの事項を「第2章 第2節 現況」を踏まえて敷衍すれば、次頁の4点のとおり、円山公園の本質的価値は、江戸期から現在にかけて全国から訪れる数多くの来訪者の往来の用をなしてきたこと、市内最古の公園であり江戸期以来の名勝地として保存されてきたこと、武田五一が公園改良計画を監修し、植治が疏水を水源として庭づくりに取り組んだこと、そして都市公園として多くの人々が四季折々に散策できる開かれた場として親しまれてきたことである。

名勝円山公園の本質的価値

■ 八坂の往来の要所

江戸期まで、現在の円山公園の大半は、真葛ヶ原と呼ばれる原野であった。原野といっても、広くは八坂の一角として、また、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の遊覧の役割を果たし、「洛下の騷客遊興の往返所^{かよいしよ}」と評されるほど、圓山山麓から祇園への眺望などを楽しみに、多くの利用があったことが伺える。八坂の一角として、全国から訪れる数多くの来訪者の往来の用をなしてきたことが、江戸期から現在の名勝円山公園に至る本質的な価値の一つである。

■ 名勝地及び公園としての歴史^{30, 31, 32}

明治 19 年（1886）、太政官布告に基づき、「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」として、市内最古の公園を開設し、名勝地の保存を図ってきた公園行政、さらには、枝垂桜が象徴する有志の寄附による名所化への取組など、名勝地保存の役割を果たし、公園を確立してきた成立過程そのものが、名勝円山公園の本質的な価値の一つである。

■ 武田五一と植治による公園改良と庭づくり^{33, 34}

明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、園池から圓山山麓への眺望にみられる「泉石園林ノ景致」と評された風致景観が出現するに至った。造園界で名声を馳せていた植治にとっても、武田五一が監修した公園改良計画と共に、疏水を水源としながら公共空間における庭づくりに取り組んだことは先駆的な取組であったと評価される。武田五一と植治により具現化した公共空間における庭こそが、名勝円山公園の本質的な価値の一つである。

■ 開かれた場としての都市公園円山公園

昭和 31 年（1956）に都市公園法に基づく都市公園となって以降も、円山公園は、公園施設の維持管理、行催事の開催など³⁵、様々な取組を行ってきた結果、京都市民をはじめ、多くの公園利用者を迎えている。都市公園としての機能を果たしつつ、便益施設など、円山公園ならではの特性を活かした開かれた場としての四季を通じた利用形態が、名勝円山公園の本質的な価値の一つである。

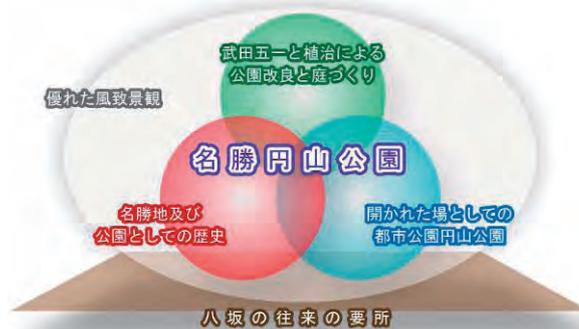


図 44 名勝円山公園の本質的価値の再考

³⁰ 丸山宏「京都円山公園成立前史」日本造園学会研究発表論文集 2, 昭和 59 年(1984)

³¹ 丸山宏「円山公園の拡張」日本造園学会研究発表論文集 3, 昭和 60 年(1985)

³² 京都市「名勝地円山公園の沿革」, 平成 8 年 (2003)

³³ 尼崎博正編「植治の庭 小川治兵衛の世界」淡交社, 平成 2 年 (1990)

³⁴ 尼崎博正「七代目小川治兵衛 一山紫水明の都にかへさねばー」ミネルヴァ書房, 平成 24 年 (2012)

³⁵ 平成 12 年 (2000) 以降の名勝円山公園に係る「京都新聞」掲載記事から、コンサートや絵画展等の他、各種集会等の行催事が開催されていることが確認される。

第3項 本質的価値を構成する諸要素の特定

名勝円山公園を適切に保存し、次世代へ確実に継承するために、下表に示すように、名勝円山公園を構成する要素を把握し、本質的価値を構成する諸要素と、本質的価値を構成する諸要素と関連するその他の諸要素に区分した。併せて、名勝円山公園の本質的価値に関わる周辺環境を構成する要素を抽出した。

表 22 名勝円山公園の本質的価値を構成する諸要素等の一覧

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	<ul style="list-style-type: none"> ・築山、中島などの造成地形 ・圓山山麓から、祇園林、八坂神社へと連なるなだらかな自然地形 ・武田五一と植治による園池の地割 ・安養寺、吉水大弁財天女、長樂寺、雙林寺の境内及び伽藍配置
	○水系	<ul style="list-style-type: none"> ・滝、池、流れ、水路、井戸取水ポンプ施設をつなぐ一連の水系 ・吉水大弁財天女名水吉水 ・長樂寺八功德水 ・水量、水勢、水質
	○石組・景石	<ul style="list-style-type: none"> ・滝石組、池、流れの護岸石組 ・石島、舟着き、景石（橋脚等の古材を利用した景石等） ・石造物（石灯籠、手水鉢、井筒、蹲踞、立石） ・園路の飛石、延段、石敷、石段
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・祇園枝垂桜、シダレザクラ、サクラ類、カエデ類、マツ類 ・流れ周辺の草本、地被類 ・祇園林、祇園北林
	○構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・園池内の園路 ・石積 ・石像、石碑、歌碑（名勝地としての由来のあるもの、或いは公園の歴史において必要とされてきた機能※） ・武田五一がデザインした砲弾型の人止め柵
	○建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・安養寺、吉水大弁財天女、長樂寺、雙林寺の伽藍 ・公園施設（音楽堂、圓山山麓の公衆トイレ、歴史的意匠を有する便益施設）
	○遺跡・遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地（祇園遺跡、八坂神社）
その他の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公開活用施設 園路、園地、サイン類、照明、地下駐車場、八坂神社関係施設（清々館、祇園祭山鉦館） ・休養・便益施設 公衆トイレ、四阿、藤棚、ベンチ、便益施設、年末年始・花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店 ・維持管理施設 柵類、土止め石積、設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理を目的に植栽した樹木 ・圓山山麓の植生
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物（石像、石碑、歌碑、ラジオ塔、時計塔、飲水鉢等（上記本質的価値を構成する諸要素以外のもの※） ・周知の埋蔵文化財包蔵地（知恩院境内、高台寺境内（雲居寺跡））
	周辺環境を構成する要素	
○自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・東山の自然地形、圓山山麓の樹林 	
○歴史的・人文的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮院、知恩院、八坂神社、東大谷祖廟、高台寺等の寺院 ・琵琶湖疏水 ・周辺構造物及び建築物（長樂館等） 	

※ 再整備（修復）に当たっては、石像、石碑、歌碑等について詳細な調査を行い、その取扱いについて委員会又は検討会等で検討する。

第2節 保存管理方針

第1項 本質的価値を踏まえた保存管理方針

名勝円山公園は、明治期以前から安養寺、長樂寺等の寺院及び祇園枝垂桜の鑑賞を目的とした「八坂の往来の要所」の賑わいの場として確立されていた。こうした経緯から、明治19年(1886)に太政官布達に基づき円山公園が多くの人々が楽しむ場としての「公園」となった。

公園開設以降も、明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、水の流れを作庭の主題とする公共空間の庭づくりが行われるなど、優れた風致景観を形成し、昭和6年(1931)に名勝に指定された。昭和31年(1956)に都市公園法に基づく都市公園になって以降も、多くの公園利用者を迎え、円山公園ならではの特性を活かし、四季を通じた利用がなされている。

円山公園は、時代毎のニーズに対応し、現在に至るまで前節の本質的価値を付加し続けてきたことを踏まえ、継続的に発掘調査等を実施し、今後も本質的価値の顕在化に努めるとともに、その保存管理に当たっては以下の方針を定める。

(1) 圓山山麓から八坂神社へとなだらかに続く地形が基盤となる眺望を保存・修復する。

圓山山麓から八坂神社へとなだらかに続く地形を活かし、江戸期以来、八坂を往来する多くの来訪者が、その途上において、円山公園からの東山山麓、祇園界隈を展望できることで、充実感を高められることが求められる。

そこで、保存管理に当たっては、円山公園独特の眺望を保存・修復するため、植栽樹木の剪定等、適切な維持管理に努める。

(2) 円山公園の風致景観の骨格を成す水景を保存・修復する。

明治・大正期に行われた武田五一と植治による公園改良工事によって創りだされた水景は、円山公園の風致景観に潤いを与えるとともに、その骨格を成しているため、円山公園独特の水景を保存・修復することが求められる。

そこで、保存管理に当たっては、滝から流れを経てひょうたん池に、さらに、ひょうたん池から祇園枝垂桜周辺を経て市民の森へとつながる一連の水系、石組・景石等や水系周辺の植栽及びこれらをめぐる園路が一体となった水景を保存・修復する。このため、水量、水勢、水質の確保、植栽樹木の適切な維持管理に努めるとともに、護岸や石組、橋など構造物のき損箇所の修復を図る。また、水系周辺の景石や構造物の視認性を意識し、名勝指定以降に追加された植栽や構造物等の整理を検討する。なお、水系の水源はもともと琵琶湖疏水の水を利用していただけから、将来的には琵琶湖疏水を水源とした水系を復活させることも検討する。

(3) 名勝地として、江戸期からの賑わい、祇園枝垂桜等の風致景観を保存・修復する。

円山公園は、江戸期からの由来のある便益施設や、明治期に公園の象徴となった祇園枝垂桜等、歴史的に来訪者の求心力となってきた名勝地として、将来にわたりその風致景観を保存・修復していくことが求められている。

そこで、保存管理に当たっては、祇園枝垂桜をはじめとした公園全体のサクラの鑑賞を促進するため、樹勢の回復や過剰利用の抑制などを含めて総合的な樹木管理を進めることで、名勝地と

して風致景観の継承を図る。また、歴史ある公園であることを来訪者に周知する案内機能を備えるとともに、景勝に即した設えとした便益施設の活性化に対して関係者の理解を求める。

（４）円山公園の風致景観を鑑賞できる回遊動線等を適切に保存・修復する。

円山公園は、明治19年（1886）に京都市最古の公園として開設され、さらに、昭和31年（1956）に都市公園に指定されたことによって、広域避難場所や広域緑地など新たな社会的役割を担うことが求められている。

そこで、保存管理に当たっては、都市公園としても長い歴史を持つ円山公園へ、多くの来訪者のにぎわいを取り戻すために、安全確保を念頭に置きながら、快適に回遊できる園路舗装の補修、歩行者用ラインの設置、来訪者を誘導するサインの統一等に取り組む。また、公園施設として残存する歴史的な意匠を有する建造物と構造物の適切な維持管理に努める。なお、植栽樹木の繁茂による視認性の低下は、都市公園として、公園利用者の安全にも関わるため、周辺景観との調和に配慮しながら、見通しを保つように努める。

第2項 構成要素毎の保存管理方針

名勝円山公園の本質的価値に鑑み、構成要素毎の保存管理方針は下表のとおりである。

表 23 構成要素毎の保存管理方針

名勝円山公園を構成する要素			
区分		構成要素毎の保存管理方針	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	・ 圓山山麓から祇園林さらには八坂神社へと連なるなだらかな地形及び園池の連続性を損なわないよう、保存・維持する。	
	○水系	・ 流れや池の水質を維持するため、水底、水路床の浚渫を行う。 ・ 流れや水系の水量を確保するため、漏水箇所の確認、定期点検・修理を行う。	
	○石組・景石	・ 滝石組、護岸石組、園路石組、景石は作庭当時の資料等を参考として復元修理を行う。	
	○植栽・植生	・ シダレザクラを含むサクラ類等、名勝円山公園の景観を特徴付ける樹木に、表土の流出等の課題が確認された場合は、樹勢回復措置を検討する。 ・ 景観を特徴付けている樹木の樹姿を整える維持管理を行う。 ・ 樹木の成長により、眺望景観や景石や石造物の視認性を損ねないように、剪定等による維持管理を行う。 ・ 風致景観を損ねている低木や地被植物は適切な整理を行う。	
	○構造物	・ 本質的価値に関わる構造物は、その設置経緯や状況を明らかにし、維持管理を行う。 ・ 石積は、その位置や意匠、空間の連続性に留意し、再整備（修復）を行う。 ・ 本質的価値に関わる民有地の構造物は、所有者と協議の上、保存管理を行う	
	○建造物	・ 本質的価値に関わる民有地の建築物は、所有者と協議の上、保存管理を行う。	
	○遺跡・遺構	・ 地下に埋蔵されている遺構は、名勝公園が埋蔵する重要な構成要素として保存する。	
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	・ 公開活用施設	・ 園路は、歩車分離のルールづくりや障害者対応ルート of 設置を検討する。
		・ 休養・便益施設	・ トイレ等、新たに公園施設を設置する場合は、設置場所の検討や必要量を踏まえ必要最小限とする。 ・ 便益施設は、所有者との協議の上、デザイン等の適正化ならびに関係法令との調整を図る。 ・ 便益施設周辺に設置する自動販売機や看板などの構造物は、色彩や規模、形態等、所有者との協議の上、適正化を実施する。 ・ 園池の駐車車両などの対応策を検討する。
周辺環境を構成する要素			
○自然的要素		・ 東山山麓の森林被害への対応について関係者との協議を進める。	
○歴史的・人文的要素		・ 八坂神社等周辺寺社との連携による適正な活用方策を検討する。	

第3項 区域区分毎の保存管理方針

(1) 区域区分

名勝円山公園の成り立ち、利用及び機能の多様性を踏まえると、江戸期以降、圓山山麓、東大谷参道、園池、祇園枝垂桜周辺、音楽堂周辺、市民の森、便益施設区域の7区域に区分される。各区域区分の概要と範囲は以下のとおりである。

表 24 名勝円山公園の区域区分

区域区分	各区域の内容	各区域の範囲
圓山山麓※	園地、安養寺境内及び長樂寺境内を含む区域	園地、安養寺境内、長樂寺境内、園路（該当区域南西の便益施設脇から）、便益施設及びその周辺箇所
東大谷参道	東大谷参道及びその周辺の区域	東大谷参道及びその周辺箇所
園池	武田五一、植治による改良工事箇所及びその周辺の区域	園地、園路（該当区域南西の車止めから、該当区域南東の便益施設脇まで）、便益施設及びその周辺箇所
祇園枝垂桜周辺	祇園枝垂桜を中心とした区域	祇園枝垂桜、水路、園地、便益施設、園路（八坂神社・市民の森入口から、知恩院入口、該当区域南東の車止めまで）及びその周辺箇所
音楽堂周辺	音楽堂、雙林寺境内及び西行庵を含む区域	音楽堂、園地、園路、雙林寺境内、西行庵及びその周辺箇所
市民の森	市民の森、地下駐車場を含む区域	市民の森、地下駐車場、園地、園路（市民の森南西入口から南東入口脇まで）及びその周辺箇所
便益施設区域	便益施設が立ち並ぶ区域	便益施設（水路北側）、園路及びその周辺箇所

※本計画では、「円山」という標記を地域名称として別途用いていることを踏まえ、区域区分に当たっては「圓山」という旧字標記を用いることとした。

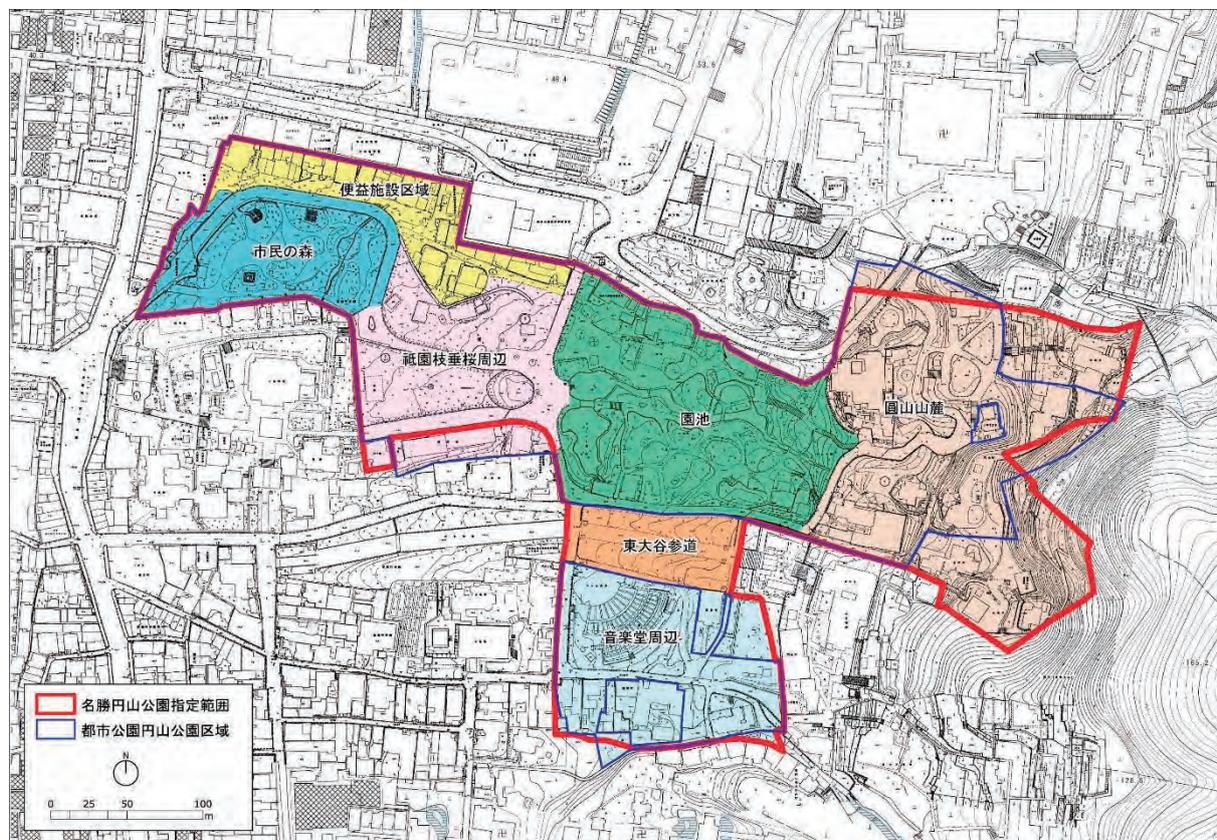
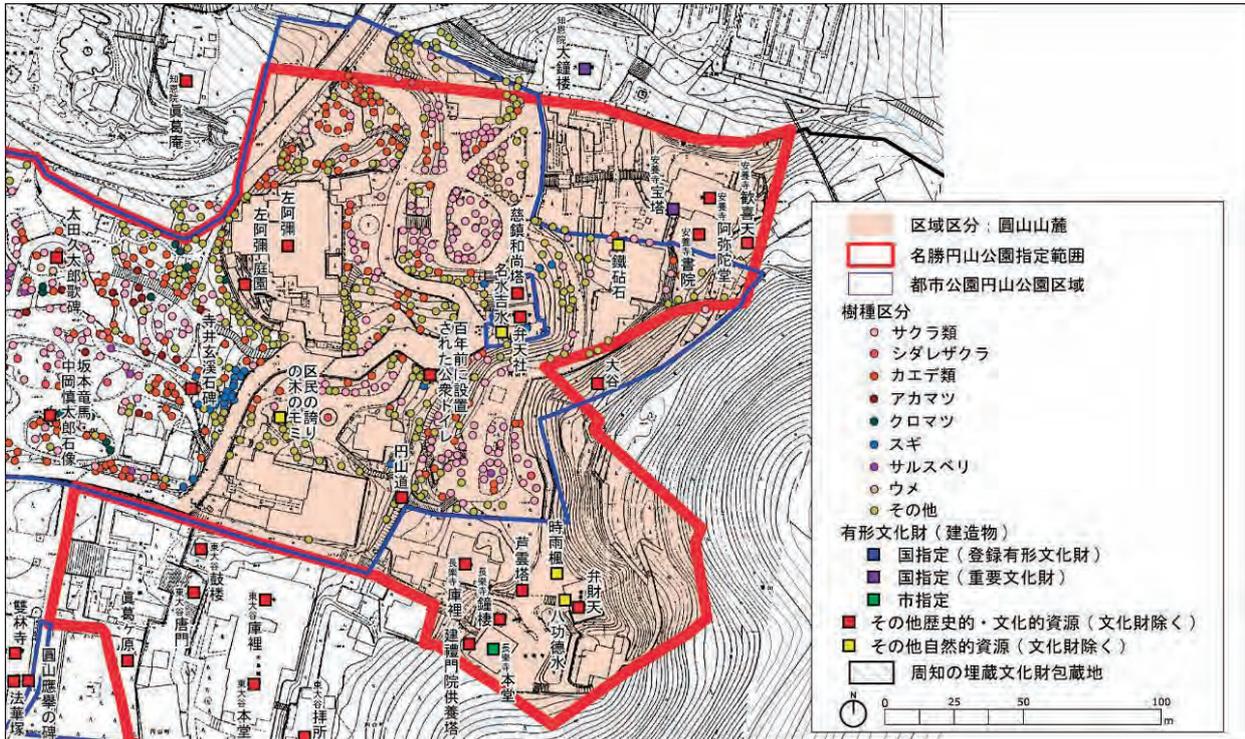


図 45 名勝円山公園の区域区分

出典：京都市資料を基に作図

(2) 区域区分毎の保存管理方針

1) 圓山山麓



圓山山麓は、江戸期まで安養寺境内において、時宗寺院の子院、六阿弥が「貸座敷」を営むなど、圓山の起伏を活かした眺望や庭園美を背景とした名勝地として賑わった。明治期の上知令により官有地となって以降も、旧境内が払い下げられ、吉水温泉や也阿弥ホテルが建設されるなど、圓山山麓に新しい景観が作りだされた。

公園開設以降から現在に至るまでの圓山山麓は、安養寺及び長樂寺の境内、園地と便益施設が調和する区域として利用が図られてきたとともに、名勝円山公園の背景として、圓山の地形を活かした景観を作りだしてきた。その一方で、植栽の管理不足により、圓山山麓から祇園界隈への起伏を活かした眺望が失われるなどの課題が生じている。

(ア) 区域の保存管理方針

圓山山麓区域の景観は、木々の間から、安養寺・長樂寺等の建築物が垣間見えることが望ましい。また、圓山山麓の起伏を活かし、祇園界隈を眺望できることが望ましい。このため、左阿弥をはじめとした便益施設の活性化に配慮して、公園改良期以降、追加された公園施設等を適切に整理するとともに、植栽樹木を適切に維持管理し眺望景観を再興する。

なお、圓山山麓は市有地と民有地が混在する区域である。このため、市有地の保存管理は管理者が適切に行うとともに、民有地の保存管理に当たっては、名勝円山公園の風致景観と調和するよう、所有者に対して理解を求める。

(イ) 区域の構成要素に関する留意点

圓山山麓の傾斜地形を活かした、安養寺及び長樂寺伽藍配置、左阿弥等の地割は、山麓の重要な構成要素として、現況を保存するため、大規模な造成・配置の変更を避ける。

民有地である吉水大弁財天女名水吉水と長樂寺八功德水は、圓山山麓の重要な水景として、水源・水量を確保するため、所有者に対して協力を得られるよう努力する。

園路石組は、作庭当時の資料等を参考として復元修理を行う。

圓山山麓の景観を特徴付けているシダレザクラやサクラ類、カエデ類、区民の誇りの木のモミを維持管理する。また、圓山山麓からの眺望景観を再興するために、市有地においては補植、伐採を検討するとともに、民有地においては所有者に対して協力依頼を行う。

安養寺、吉水大弁財天如堂及び長樂寺の構造物は、適正な状況を保つための保存管理を行うため、所有者に対して協力依頼を行う。

伽藍や、左阿弥の建築物は、圓山山麓の風致景観と園池からの眺望景観を構成する重要な要素として保存管理を行うため、所有者に対して協力依頼を行う。

本質的価値を構成する以外の諸要素である、知恩院境内に至る管理用道路は、所有者と協議の上、適宜適切に補修・管理を維持する。

名勝円山公園内及び周辺環境を構成する要素である、圓山山麓の植生については、国有林の措置状況を把握しながら、園内はナラ枯れなどに適切に対応するとともに、必要とされる対応について関係者との協議を継続する。



圓山山麓から望む眺望



圓山山麓の植栽・植生

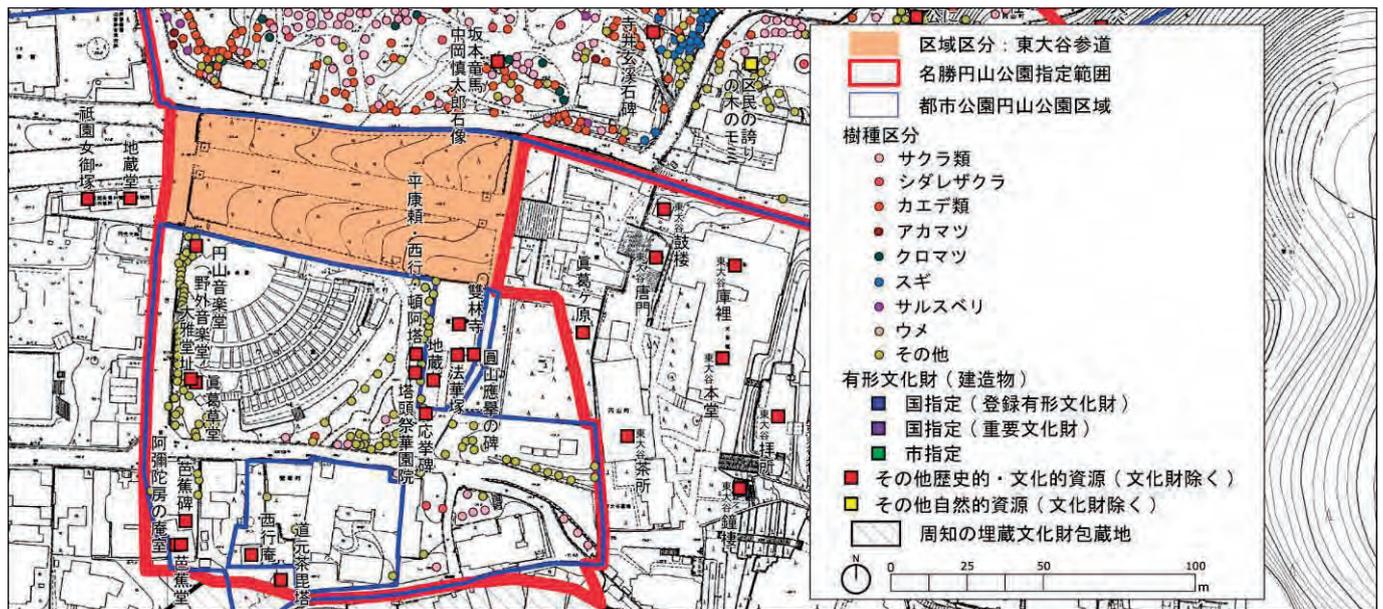


園地

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	・圓山山麓の自然地形 ・安養寺、吉水大弁財天女、長樂寺の境内及び伽藍配置 ・便益施設（左阿弥）の敷地及び庭園
	○水系	・吉水大弁財天女名水吉水 ・長樂寺八功德水
	○石組・景石	・園路石組
	○植栽・植生	・シダレザクラ、サクラ類、カエデ類 ・区民の誇りの木のモミ
	○構造物	・園地及び境内の景石、石造物 －安養寺慈鎮和尚塔（国指定重要文化財）、長樂寺建禮門院供養塔等
	○建造物	・指定有形文化財（建造物）及びそれに準ずる建築物 －安養寺本堂・書院、吉水大弁財天女堂、長樂寺本堂（市指定・登録文化財）・鐘樓・庫裡等 ・便益施設（飲食店他） ・公園施設（百年前に設置された公衆トイレ）
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設 園地、園路、知恩院境内に至る管理用道路、サイン類、照明等 ・休養・便益施設 四阿、ベンチ ・維持管理施設 柵類、土止め石積、設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	・安全管理を目的に植栽した樹木 ・圓山山麓の植生
	○その他	・構造物 ・周知の埋蔵文化財包蔵地（知恩院境内）
	周辺環境を構成する要素	
○自然的要素	・背景となる圓山山麓の植生	
○歴史的・人文的要素	・青蓮院、知恩院、東大谷祖廟	

2) 東大谷参道



東大谷参道は、東本願寺大谷祖廟に至る参道である。慶長7年（1602）東西二派に分かれた本願寺は、祖廟を圓山の東北隅に築いたが、承応2年（1653）に徳川家綱が現在の地を寄進したことから、寛文10年（1670）に祖廟と本堂等を現在の地に移して以来、東大谷という。

東大谷参道は、現在も、東大谷祖廟や東大谷墓地への参拝道として、多くの参拝者に利用されているとともに、八坂神社や知恩院から高台寺に至る往来の要所となっている。

（ア）区域の保存管理方針

東大谷参道は、東大谷祖廟に至る参道として、名勝円山公園の風致景観と調和するよう、民有地であることを踏まえ、所有者に対して、参道のクロマツの維持管理などへの協力依頼を行いながら、保存管理を進める。

（イ）区域の構成要素に関する留意点

東大谷参道の保存管理に当たっては、東大谷境内及び参道としての地割維持、東大谷参道の景観を特徴付けているクロマツ等の樹木や建造物の維持管理について、所有者に対して協力依頼を行う。

なお、建造物については、点検等の結果を踏まえ、石造物き損部の定期修理を行う場合は、可能な限り往時の材料・工法を用いることに留意する。

名勝円山公園の周辺環境を構成する要素である、参道から望む圓山山麓の植生を保全するため、国有林の取扱状況を把握しながら、必要とされる対応について関係者との協議を継続する。



東大谷参道 平成 26 年（2014）5 月 17 日撮影 参道入り口から東大谷祖廟，圓山を望む

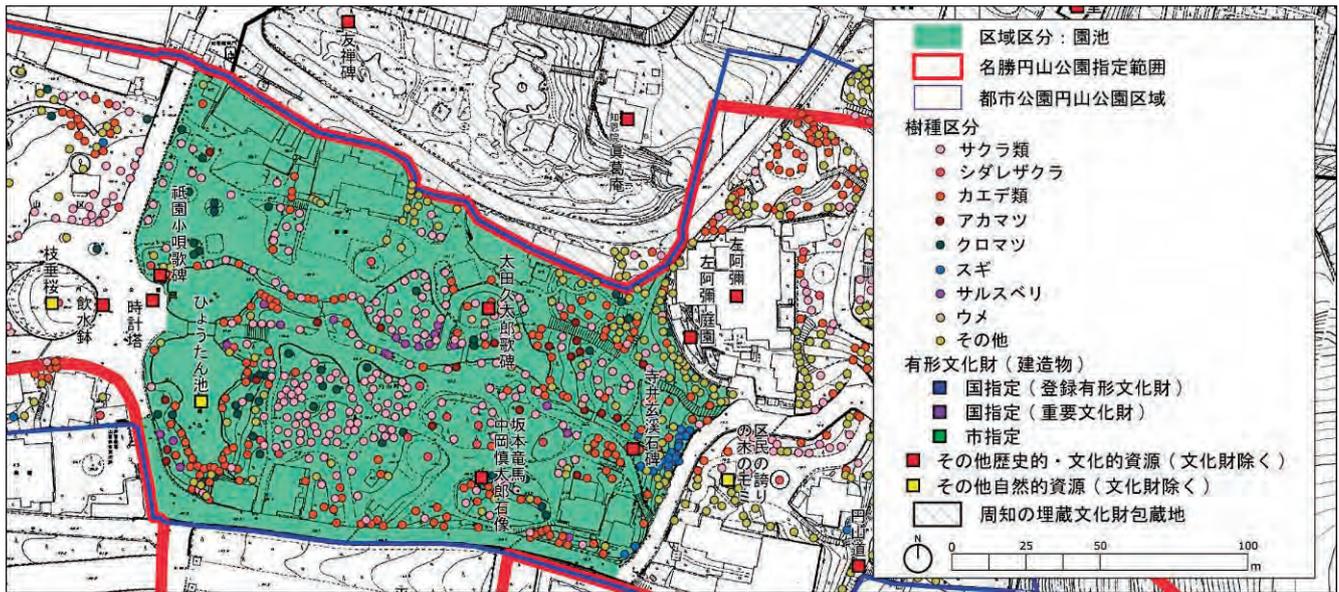


年始の参拝風景 平成 27 年（2015）1 月 3 日撮影 東大谷祖廟から参道，都市部を望む

（ウ）区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区 分		構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・東大谷参道の自然地形 ・東大谷境内	
	○植栽・植生	・マツ類	
	○石組・景石	・石造物（石灯籠）	
	○構造物	・参道	
の諸要素 それ以外	○保存管理及び 公開活用施設	・維持管理施設	柵類
	○植栽・植生	・東大谷境内の樹木	
周辺環境を構成する要素			
○自然的要素		・背景となる圓山山麓の植生	
○歴史的・人文的要素		・東大谷祖廟	

3) 園池



園池は、平安の昔、一面に真葛などが生い茂る原野として、真葛ヶ原と呼ばれていた。真葛ヶ原は、江戸期になると、祇園社から圓山山麓の六阿弥に至る往來の要所として賑わった。

公園開設時点では、真葛ヶ原は公園に含まれていなかったが、公園として一帯の風致景観の統制をとるため、明治23年（1890）から明治42年（1909）にかけて行われた公園拡張事業により公園に含まれた。その後、明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、現在の園池の景観がつけられた。

園池は、水系施設と築山・園路が複雑に交差し合う地割構成と、数多くの植栽樹木、点在する建造物と構造物で構成されている。さらに南東側から北西側にかけて高低差を持ち、ゆるやかな起伏を有することが、風致景観を豊かなものになっている。

改良工事以降、園内は、園路と築山の境界への人止め柵の増設、園路の改修、土留め石の追加などを経ているが、地割の根幹は保持されている。植栽樹木は、手入れ不足の影響で、過密傾向にあり、枯損木が目立つ。

(ア) 区域の保存管理方針

明治末に竣工した改良工事の形態の保持を主旨とし、改良工事後に変更された箇所については緩やかに復元修理（整備）を行う。

構造物及び建造物は、原則的に増設はしないものとする。

植栽樹木は、列植や群植などの配置、樹種などを念頭に置いて、園内全体のまとまりと調和を主眼として維持管理を行う。また、地割構成と建物・工作物の配置が際立つよう、植栽樹木の手入れを継続するとともに、園内の高低差、起伏に鑑み園路を巡る来訪者の視認性に配慮した植栽構成の整理を行う。

(イ) 区域の構成要素に関する留意点

円山公園の風致景観の骨格を成す水系を適切に保存管理していくため、水量、水勢、水質の確保等、維持管理を行う。ひょうたん池や流れ、滝などの水系施設は、澱みのない正常な状態を保

つよう、き損箇所を修理し、清掃を行う。

滝石組、護岸、園路や植込みの石積はき損箇所の修復に努める。

植栽樹木は、健康状態を保つことを心がけるとともに、枯枝が園路上に落下しないように切り詰めるほか、定期的に見回り、危険木の早期発見に努める。また、病虫害が発生しないよう定期的な消毒作業を行う。

水際の植栽樹木・草本は、重要な景観を構成する要素として、特に重点的に手入れする。

排水については、来訪者の安全のため、台風に伴う大水においても対応できる機能を維持する。

園路、石段、橋、沢飛びは、来訪者が安全に歩行できる状態を常に保つため、見回り・点検・補修を進める。

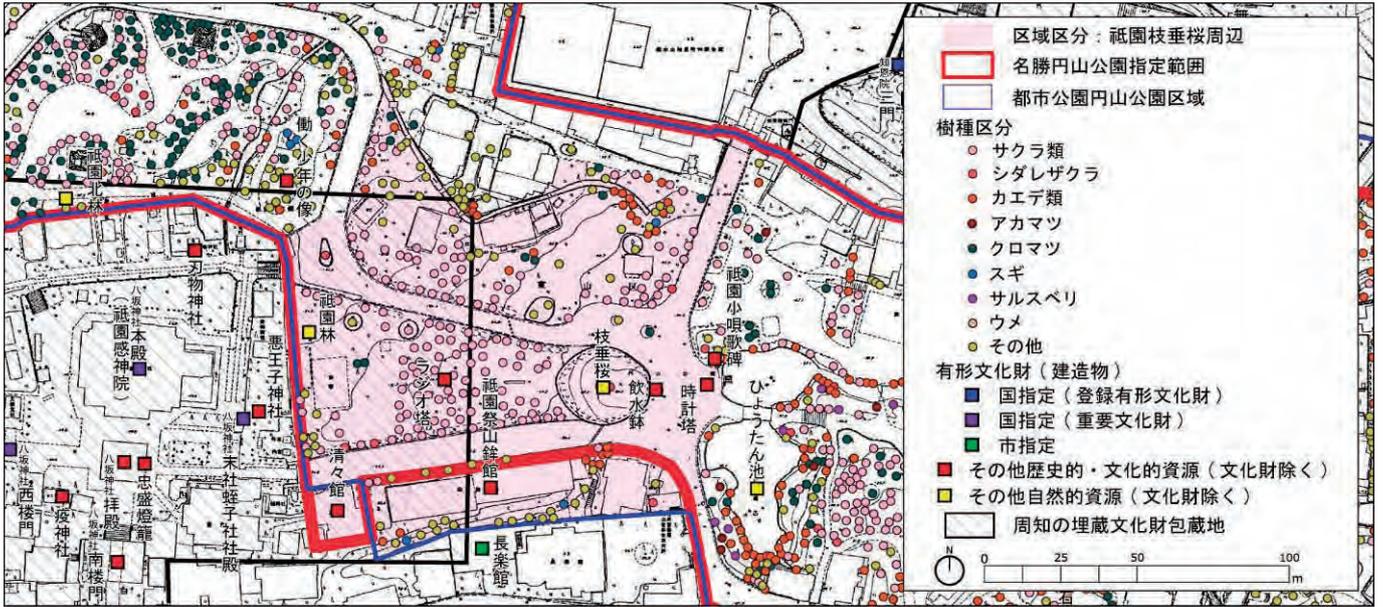
公園施設（構造物・建造物）と水系施設は、その機能が常に発揮できるよう定期点検に努める。

さらに、本質的価値を構成するとはいえない便益施設、石造物、石像等は、その取扱いを検討する。

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区分	構成要素		
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	<ul style="list-style-type: none"> ・築山、中島の造成地形 ・武田五一と植治による園池の地割 ・園池の自然地形 	
	○水系	<ul style="list-style-type: none"> ・滝、滝流れ、流れ、瀬落ち、ひょうたん池 ・井戸水取水ポンプ施設 ・水量、水勢、水質 	
	○石組・景石	<ul style="list-style-type: none"> ・滝石組、流れ護岸石組、ひょうたん池護岸石組 ・石島、舟着き、景石（橋脚等の古材を利用した景石等） ・石造物（石灯籠、手水鉢、井筒、蹲踞、立石） ・園路（飛石、延段、石敷、石段、沢飛び） 	
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・シダレザクラ、サクラ類、カエデ類、マツ類 ・流れ周辺の草本、地被類 	
	○構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・橋（流れ、ひょうたん池） ・石像、石碑、歌碑（名勝地としての由来のあるもの、或いは公園の歴史において必要とされてきた機能） ・武田五一がデザインした砲弾型の人止め柵 	
	○建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的意匠を有する便益施設 	
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公開活用施設 	園地、園路、サイン類、照明
		<ul style="list-style-type: none"> ・休養・便益施設 	公衆トイレ、四阿、藤棚、ベンチ、便益施設、花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店
		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理施設 	柵類、土止め石積、設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理を目的に植栽した樹木 	
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物（上記本質的価値を構成する諸要素以外のもの） 		
周辺環境を構成する要素			
○歴史的・人文的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮院、知恩院、八坂神社、東大谷祖廟 		

4) 祇園枝垂桜周辺



祇園枝垂桜周辺は、江戸期以前より祇園の夜桜として名所図会に紹介される花見の名所であった。また、明治6年（1873）に、祇園宝寿院の庭にあった枝垂桜が明石博高により寄付されて以来、昭和22年（1947）まで、夜桜の象徴として多くの花見客に親しまれた。

公園開設以降、祇園枝垂桜周辺において、昭和24年（1949）の二代目枝垂桜の移植をはじめとした植栽の充実、公園施設や便益施設の維持管理に努めてきたことで、現在も、祇園の夜桜などの場として賑わいを見せている。

(ア) 区域の保存管理方針

市民や来訪者に親しまれている枝垂桜の樹勢の維持・回復のために必要とされる総合的な対策を進める。夜桜の時期など便益施設と露店を中心に賑わいを見せる時期と、それ以外の時期の利用状況に応じた保存管理を行うとともに、その適正化を進めることで、公園機能の維持・向上を図る。

(イ) 区域の構成要素に関する留意点

祇園林が残る周辺の地形と、祇園枝垂桜の植栽地周辺は構造物の設置に伴う掘削などを可能な限り避けて、現況を維持する。

また、祇園枝垂桜周辺北部を流れる水路は、便益施設と一体となり景観をつくりだしていることから、その水系を適切に保存管理していくため、水源・水量の確保等、維持管理を行う。

祇園枝垂桜を中心に、景観を特徴付けているシダレザクラやサクラ類、カエデ類、クロマツ等の樹木の維持管理を行う。特に、シダレザクラやサクラ類については、樹勢回復措置を検討する。なお、樹勢回復措置を目的に設置する人止め柵は、周辺の風致景観を損ねないように、必要最低限の配置とする。また、祇園林についても、祇園枝垂桜周辺の重要な構成要素として保全する。

その他の諸要素のうち、園路については、局地的豪雨により八坂神社に水が流出するため、埋蔵文化財に配慮した排水対策を検討する。清々館と祇園祭山鉾館は、祇園枝垂桜周辺の風致景観を構成する要素として、隣接する八坂神社の関係施設として所有者との協議の上で適切な保存管

理を行う。ラジオ塔や時計塔，飲水鉢等の構造物の維持管理を行う。また，ゴザの貸出による景観対策などの管理運営を行う。



花見の様子



祇園枝垂桜周辺 北部園地・水路



祇園枝垂桜周辺 南部園地



ラジオ塔と祇園祭山鉾館



八坂神社から祇園枝垂桜へ至る園路

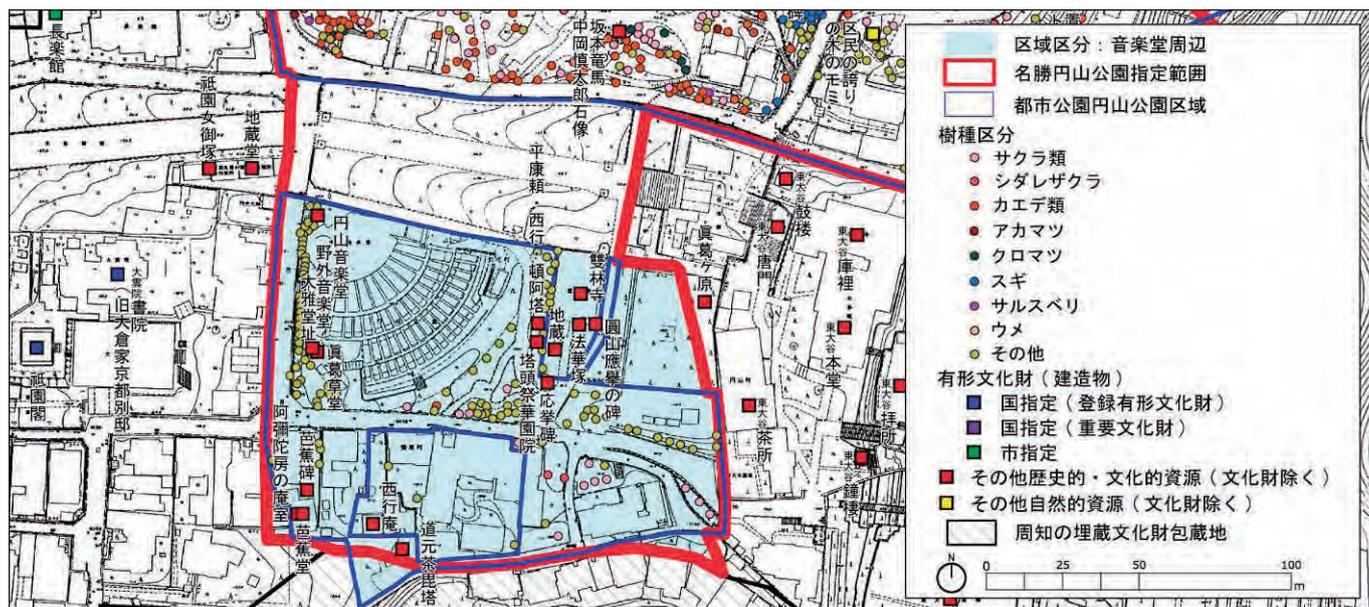


祇園枝垂桜から知恩院へ至る園路

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区分		構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・ 祇園林周辺の地形	
	○水系	・ 水路	
	○石組・景石	・ 水路護岸石組・景石	
	○植栽・植生	・ 祇園枝垂桜，シダレザクラ，サクラ類，カエデ類，マツ類 ・ 祇園林	
	○遺跡・遺構	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地（八坂神社）	
諸要素 それ以外の	○保存管理及び 公開活用施設	・ 公開活用施設	園路，園地，サイン類，照明， 八坂神社関係施設（清々館，祇園祭山鉾館）
		・ 休養・便益施設	公衆トイレ，公衆電話棟，四阿，藤棚，ベンチ，便益施設， 年末年始・花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店
		・ 維持管理施設	柵類（車止め等），土止め石積，設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	・ 安全管理を目的に植栽した樹木	
	○その他	・ 構造物（ラジオ塔，時計塔，飲水鉢等）	
周辺環境を構成する要素			
○歴史的・人文的要素		・ 青蓮院，知恩院，八坂神社，東大谷祖廟，高台寺 ・ 周辺構造物及び建築物（長楽館等）	

5) 音楽堂周辺



音楽堂周辺は、平安の昔、一面に真葛などが生い茂る原野として、真葛ヶ原と呼ばれていた。江戸期には、雙林寺、西行庵及び芭蕉堂が立地していることから、知恩院、祇園社から高台寺に至る往来の要所として賑わっていた。なお、明治期の上知令により雙林寺境内の多くが官有地となった。

公園開設以降は、園地や便益施設と共に主に雙林寺境内としての風致景観を形成してきたが、昭和2年（1927）に音楽堂が建設されて以降、音楽祭をはじめとして多くの市民が集まる場として利用されている。

（ア）区域の保存管理方針

多くの市民が集まる場としての音楽堂周辺は、清掃などを定期的に行って、利用の快適性を保つとともに、雙林寺及び西行庵を含む区域として名勝地を形成してきた成立過程を重視して、所有者の協力を受けて、風致景観の維持を図る。

（イ）区域の構成要素に関する留意点

雙林寺境内及び伽藍配置と、音楽堂、西行庵及び、芭蕉堂の敷地についても、音楽堂周辺の重要な構成要素として、現況の風致景観を保存するため、民有地の地権者との協力体制を維持する。

園池の水系を保存管理していくため、水量、水勢、水質の確保ができるよう、井戸水取水ポンプ施設の維持管理を行う。

雙林寺、西行庵に設置された石造物、雙林寺伽藍と西行庵の建築物は、民有地であることから、周辺の風致景観と調和するよう、所有者への協力依頼を行う。また、音楽堂の建物等については、今後の利用のあり方を検討しながら、保存管理を行う。

その他の諸要素に当たる公園の植栽・植生については、都市公園として安全性を確保するため、必要に応じて間伐や剪定等、適切な管理を行う。



雙林寺



音楽堂脇の園地



井戸水取水ポンプ施設



音楽堂 正面



西行庵

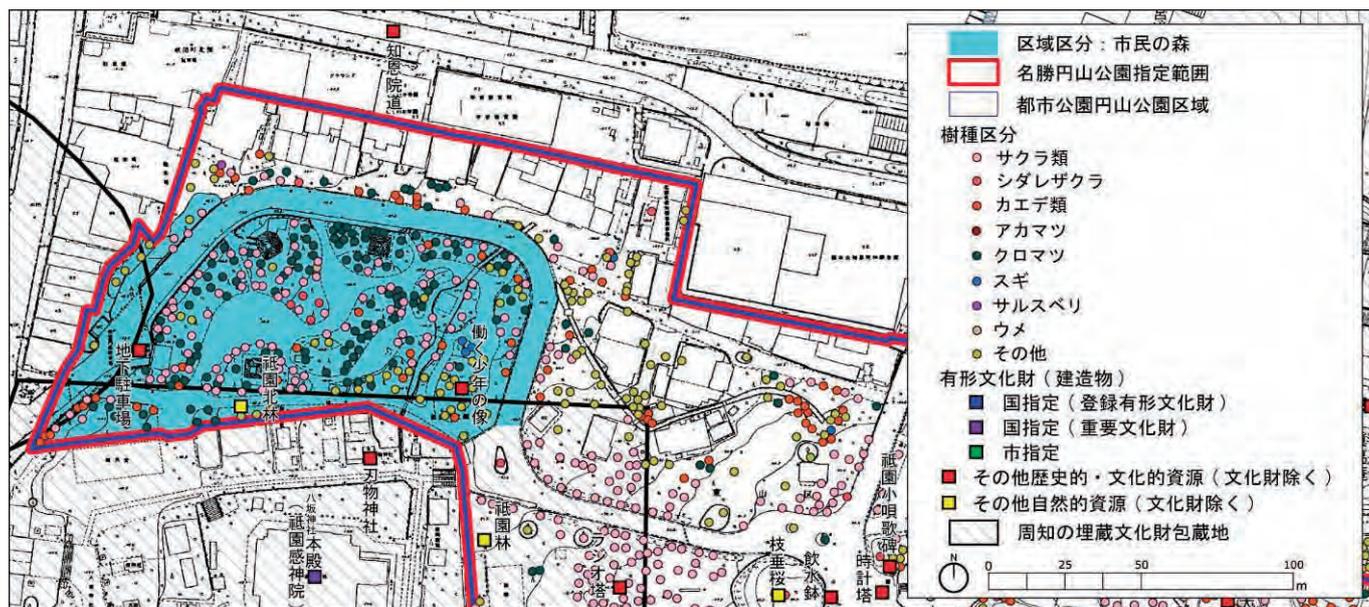


音楽堂周辺南東部の広場

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	・ 雙林寺境内及び伽藍配置 ・ 音楽堂，西行庵及び芭蕉堂の地割
	○水系	・ 井戸水取水ポンプ施設
	○構造物	・ 園地及び境内の景石，石造物 － 雙林寺法華塚，平康頼・西行・頓阿塔，圓山慶舉の碑，芭蕉堂石碑等
	○建造物	・ 雙林寺伽藍 ・ 音楽堂 ・ 便益施設（西行庵，芭蕉堂）
	○遺跡・遺構	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地（高台寺境内（雲居寺跡））
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	・ 公開活用施設 園路，園地，サイン類，照明
		・ 休養・便益施設 ベンチ，便益施設
		・ 維持管理施設 柵類，土止め石積，設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	・ 安全管理を目的に植栽した樹木
○その他	・ 構造物	
周辺環境を構成する要素		
○歴史的・人文的要素	・ 東大谷祖廟，高台寺	

6) 市民の森



市民の森は、江戸期以前は祇園北林と呼ばれていた。

公園開設当時は、祇園北林と共に芝生地や築山があり、市民の憩いの場となっていた。昭和 31 年 (1956) に、円山公園は、都市公園法に基づく都市公園となり、市民の森に昭和 46 年 (1971) に地下駐車場が開設されて以降も、市民の憩いの場となっている。

(ア) 区域の保存管理方針

市民の森は、祇園北林が残る市民の憩いの場として、市民のニーズも踏まえ、植栽の維持管理を行うとともに、市街地に近い立地を活かし、祇園北林の名残を活かしながら、にぎわいの場としての活用を図る。

(イ) 区域の構成要素に関する留意点

繁華な市街地に近い立地を活かした都市公園として、市民の憩いの場、賑わいの場を提供するため、施設の定期修理を進め、公園機能の維持・向上を図る。

円山公園の水系の一部を為す市民の森内を流れる水系を適切に保存管理していくため、水量、水勢、水質の確保等、維持管理を行う。なお、現在水が流れていない水路は、給排水の状況を確認し、水系の復活の可否について検討する。

市民の森を特徴付けている、祇園北林、シダレザクラやサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の植栽樹木の維持管理を行う。また、マツ類の枯死が確認された場合は適切に処理する。植栽については、都市公園における防犯という観点から、樹木の繁茂等により視認性が悪化している箇所などは、適切な剪定・枝抜きなどの管理を行う。また、祇園北林についても、市民の森の重要な構成要素として保全する。

その他の諸要素のうち、地下駐車場については、名勝円山公園の主要な施設であることから、維持管理を行う。また、年末年始や祇園の夜桜以外にも、各種行催事等の開催など、市民の森の利用を促進できるような取組を進める。



祇園北林



市民の森の植栽樹木



園地



四阿・水路



地下駐車場車両進入口

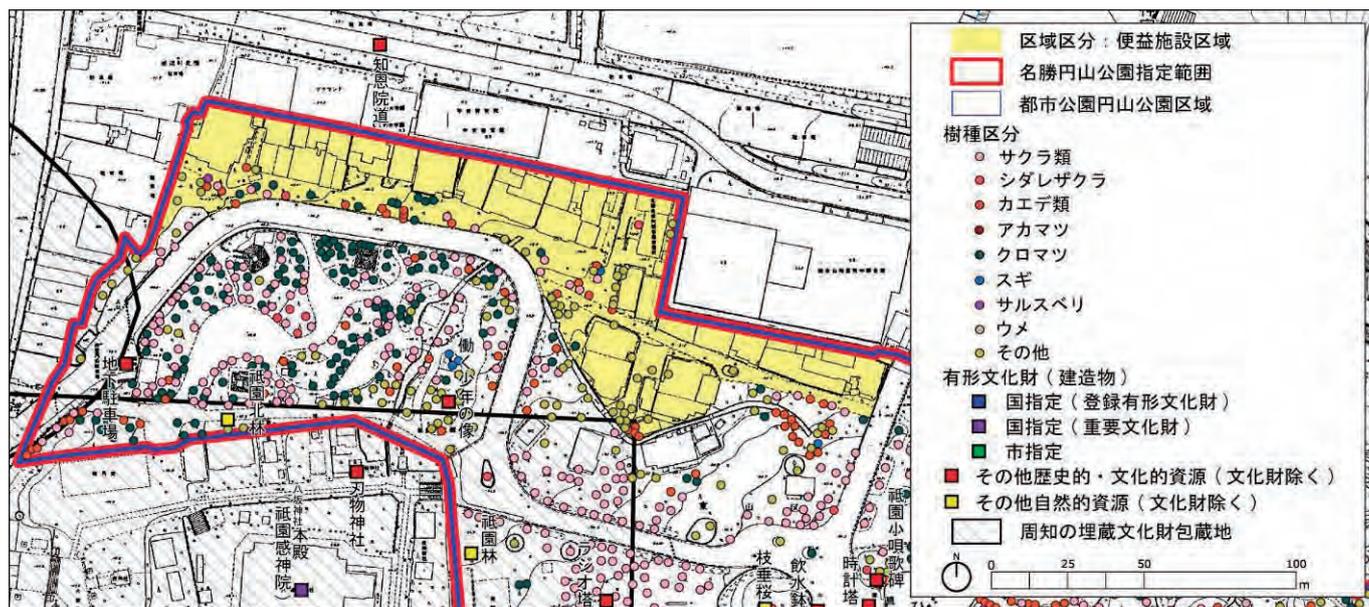


地下駐車場 利用者出入口

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・祇園北林周辺の地形
	○水系	・流れ
	○石組・景石	・水路護岸石組
	○植栽・植生	・シダレザクラ, サクラ類, カエデ類, マツ類 ・祇園北林
	○遺跡・遺構	・周知の埋蔵文化財包蔵地(祇園遺跡, 八坂神社)
諸要素 それ以外の	○保存管理及び 公開活用施設	・公開活用施設 園路, 園地, サイン類, 照明, 地下駐車場
		・休養・便益施設 公衆トイレ, 四阿, ベンチ, 年末年始・花見(祇園の夜桜)の時期に伴う露店
		・維持管理施設 柵類, 土止め石積, 設備関係施設(埋設物を含む)
	○植栽・植生	・安全管理を目的に植栽した樹木
	○その他	・構造物(働く少年の像等の銅像, 歌碑等)
周辺環境を構成する要素		
○歴史的・人文的要素	・八坂神社	

7) 便益施設区域



便益施設区域は、江戸期以前は祇園北林と呼ばれていた。

公園開設当時は、祇園北林と共に芝生地や築山があり、市民の憩いの場となっていた。明治 39 年（1906）から明治 42 年（1909）に行われた第 2 次公園拡張工事に伴い、祇園枝垂桜周辺の南部、八坂神社東門からの園路南側に連なっていた遊戯場等が、現在の区域に移動した。現在も、和食を提供する飲食店他、便益施設が立ち並び、国内外から多くの公園利用者を迎え賑わっている。

(ア) 区域の保存管理方針

便益施設区域は、第 2 次公園拡張に伴い、現在の箇所に便益施設が移され、祇園北林と調和するようにつくられた区域である。これらの風致景観を維持するため、所有者との協議の上、適切な保存管理がなされるように、「(仮称)京都市円山公園条例」の制定等の制度の見直し等を踏まえた公園機能の維持・向上を図る。その上で、国内外から多くの公園利用者を迎ええられるよう、来訪者の増加や国際化への対応等、公園利用の促進を図るための各種取組を進める。

(イ) 区域の構成要素毎に関する留意点

祇園北林が残る周辺の地形は、現況を維持する。また、園路については、公園利用者の通行に配慮するとともに、関係車両の進入や荷捌き場所としての利用の制限、無電柱化について検討を行う。

便益施設の景観を特徴付けているサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の樹木の維持管理を行う。

その他諸要素のうち、便益施設は、所有者との協議の上、デザイン等の適正化を進める。便益施設周辺に設置する自動販売機や看板・幟などについては、色彩や規模、形態等、所有者との協議の上、適正化を実施する。



知恩院門前



便益施設



幟などの掲示状況



東部園路中央



東部園路中央からの西向き眺め



東部園路西入口からの東向き眺め

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区 分		構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・ 祇園北林周辺の地形	
	○植栽・植生	・ シダレザクラ, サクラ類, カエデ類, マツ類	
	○建造物	・ 歴史的な意匠を残す便益施設	
諸要素 それ以外の	○保存管理及び 公開活用施設	・ 公開活用施設	園路, サイン類, 照明
		・ 休養・便益施設	便益施設
		・ 維持管理施設	柵類, 土止め石積, 設備関係施設 (埋設物を含む)
	○植栽・植生	・ 安全管理を目的に植栽した樹木	
○その他	・ 構造物		
周辺環境を構成する要素			
○歴史的・人文的要素		・ 青蓮院, 知恩院, 八坂神社	

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

名勝指定範囲内における現状変更にあたっては、文化財保護法 125 条に基づいて、文化庁長官の許可を得なければならない。保存管理計画の策定を契機として、名勝円山公園の現状変更等の取扱方針及び取扱基準を次のように定めた。

第1項 記念物内における行為と申請・届出の手續との相互関係

記念物の指定範囲内で行われる行為のうち手續が必要とされるのは、現状変更行為とき損に伴う復旧行為である。前者が申請許可制であるのに対し、後者は届出制である。軽微な現状変更に関しては、文化庁長官から地方自治体に権限が移譲されている。また、維持の措置については、申請・届出の手續が不要となる。

表 25 申請・届出の手續の類型とその区分、根拠

行為	申請・届出の手續	区分	根拠となる法律等
現状変更	「現状変更許可申請」	国許可	法第 125 条
		市許可	法第 125 条, 法第 184 条, 法施行令第 5 条
き損に伴う復旧	「き損・復旧届」	-	法第 125 条
維持の措置	不必要	-	特別史跡名勝天然記念物又は 史跡名勝天然記念物の現状変更等 に関する規則

(1) 現状変更許可が必要とされる行為

現状変更許可の対象となる行為は、下記のような行為が想定される。

○現状変更許可の対象として想定される行為の一例

- ・発掘調査に伴う掘削
- ・護岸、園路整備等に伴う掘削
- ・便益施設、管理施設整備に伴う造成（盛土、切土）
- ・その他構造物の設置・撤去に伴う掘削
- ・池や流れの水質を低下させる行為（指定範囲外の行為についても十分注意する。）
- ・池や流れの水量・水質を改善するための行為（浚渫、配管、ポンプの設置等）
- ・建造物の損傷に伴う修復あるいは工作物、地下埋設物の新築（新設）、増築（増設）、改築（改修）又は除却（撤去）、仮設
- ・園路、ベンチ等の休憩施設、サイン、案内板、照明灯の設置、改修
- ・園地の修景整備のための伐採・植栽
- ・内部景観保護のための境界植栽

- ・発掘調査に伴う木竹等の伐採
- ・便益施設、管理施設整備に伴う木竹等の伐採
- ・その他構造物の設置・撤去に伴う木竹等の伐採

(2) 現状変更許可が必要とされる行為のうち京都市に権限委譲される行為

名勝円山公園では、文化財保護法施行令（平成27年3月18日政令第74号により改正）第5条第5項3号イからへ及びヌの行為が管理主体に権限移譲される行為となる。

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- へ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

(3) 現状変更許可を必要としない行為

日常的な公園管理の行為、名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為は、現状変更行為に該当しない。ただし、保存管理のうち緊急修理は、程度によってき損・復旧届を必要とする行為に該当する。

○現状変更許可を必要としない行為の一例

- ・名勝の景観維持のため定期的に行う樹木の剪定や枯木の処分、倒木の除去
- ・建造物の維持管理のために行う軽微な修繕

第2項 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

名勝円山公園の本質的価値には、名勝公園と都市公園としての二面性があるため、現状変更等の取扱いに当たっては、双方の価値を両立して持続するよう配慮する必要がある。名勝指定範囲と都市公園区域は、一部不一致の箇所があるものの、取扱基準に準じた保存管理を行うものとする。また、名勝円山公園の本質的価値に影響を及ぼす行為は、圓山山麓から都市部への眺望景観や、周辺地域と連携した行催事など、指定範囲外にも及ぶ。したがって、指定範囲外の行為者についても現状変更等の取扱方針準拠への協力を依頼することを検討する。

(2) 現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱基準は、「名勝指定範囲における現状変更等の実態の検証」（別添資料）に基づき、次のとおりとする。それぞれ現状変更行為の実施に当たっては、文化庁及び京都市との綿密な事前協議を行った上で申請を行い、許可を得る必要がある。具体的な現状変更の取扱基準は、次頁の表のとおりである。

なお、特に名勝の風致景観に大きな影響を及ぼすと判断される行為については、委員会又は検討会等を設け、その妥当性について協議し、現状変更申請の手続を行う。

表 26 具体的な現状変更の取扱基準

(全体事項) 現状変更申請の具体的な事項については、事前相談の段階で文化庁との協議を行う。大規模整備に当たっては、有識者等の意見聴取を検討する。				
区域区分	想定される現状変更行為		取扱基準	想定される行為者
全 体	ガス・電気・上下水道施設の新設、更新等	方 針	現状の維持を主旨として景観へ配慮した設計のもとに整備する。	インフラ業者
		国許可	管路・工作物の新設及び路線変更	
		市許可	既存施設の更新（施行令5条：ホ）	
	公園施設や便所などの改修・建て替え・整備、道路舗装の更新等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。サインや照明、舗装など、公園全体における統一性が必要な施設については、一定の指標に基づいて設置する。	京都市
		国許可	新規施設・工作物の新設等、規模の大きい現状変更	
		市許可	現状維持のための措置（施行令5条：ハ、ホ）	
	新規施設の設置等	方 針	やむを得ない事情であることを前提として、綿密に事前相談を実施し、区域区分ごとの保存管理方針に即して、名勝景観に与える影響を最小限とする整備とする。新規の石標・碑、像の設置は、原則認めないものとする。	京都市、インフラ業者、民有地所有者、便益施設利用者
		国許可	建築物等の新規施設の設置	
		市許可	土地の掘削等を伴わない工作物の設置（施行令5条：ハ）	
	不定期の催事に伴う工作物の設置等	方 針	名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。	京都市、占有者、民有地所有者、便益施設利用者
		国許可	土地の掘削等を伴う長期間にわたる工作物等の設置	
		市許可	土地の掘削等を伴わない工作物の設置（施行令5条：ハ）	
	植栽樹木の伐採・新植等	方 針	主に園池側もしくは園山山麓内からの見通しに支障がある樹木に対する伐採等については、保存管理方針にしたがって計画する。	京都市、インフラ業者、民有地所有者
		国許可	木竹の大規模な除伐・植栽	
		市許可	危険防止のため必要な木竹の伐採（施行令5条：ハ）	
園山山麓	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	民有地所有者
		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）	
東大谷参道	外構の改修等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	民有地所有者（東本願寺）
		国許可	建築物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）	
園池	露天、催事に伴う工作物の設置等	方 針	名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。	占有者
		国許可	土地の掘削等を伴う長期間にわたる工作物等の設置	
		市許可	土地の掘削等を伴わない工作物の設置（施行令5条：ハ）	
祇園枝垂桜周辺	建造物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	便益施設利用者
		国許可	建造物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）	
	露天、催事に伴う工作物の設置等	方 針	名勝景観と調和する意匠となるよう配慮する。	占有者
		国許可	土地の掘削等を伴う長期間にわたる工作物等の設置	
		市許可	土地の掘削等を伴わない工作物の設置（施行令5条：ハ）	
音楽堂周辺	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	京都市
		国許可	建造物並びに工作物、外構の新設・整備	
		市許可	既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ、ホ）	
市民の森	建築物並びに工作物の改修・建て替え、石垣・外構の整備等	方 針	名勝景観に与える影響の大きい現状変更は極力抑制する。	便益施設利用者
国許可		建築物並びに工作物、外構の新設・整備		
市許可		既存の工作物、外構の更新等（施行令5条：ハ）		

第4節 周辺地域との保存管理における調整

第1項 周辺地域との保存管理における調整の必要性

名勝円山公園は、広くは八坂の一角として、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の間地点として、東西南北の往来の役割を果たしてきた。名勝円山公園は、現在も周辺地域と空間的連続性を有しており、行催事の際だけでなく、日常的に八坂の往来の要所として賑わいを確立し続けている。

したがって、名勝円山公園の保存管理において、周辺地域の管理の考え方との調整を図り、名勝円山公園の保存管理の対象範囲と周辺地域を一体的に捉え、総体として風致景観を形成していくことが重要である。

名勝円山公園の周辺地域については、本計画の直接の対象とはならないが、名勝円山公園の保存管理に係る取組の一環として、本計画と連携した周辺地域総体として管理の考え方と、周辺地域と区域の関係性を踏まえた管理の考え方を示す。

第2項 周辺地域の管理の考え方

名勝円山公園の歴史的背景や利用状況を考慮し、八坂としての本計画の対象範囲と周辺地域との空間的連続性を勘案した風致景観の形成を図るため、関係法令に基づき、調整及び協力を求める。

第3項 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

名勝円山公園の周辺地域は、八坂として広く一般的に認知されている範囲（名勝円山公園保存管理計画の対象範囲を除く）とする。

表 27 八坂として広く一般的に認知されている範囲

八坂はもと愛宕郡八坂郷と称し北は真葛ヶ原、南は清水坂までの惣名であるが、いまはもっぱら八坂塔付近を称している。この地は桓武天皇がまだ京都へ遷都されないとき、朝鮮からわが国に来朝し帰化した八坂造一族が住んでいたところといわれる。また八坂の名はこのあたりが東山の中腹に位置し坂が多いところからかく称するともいわれる。

出典：竹村俊則『新撰京都名所圖會』、白川書院、昭和33年（1958）、38頁

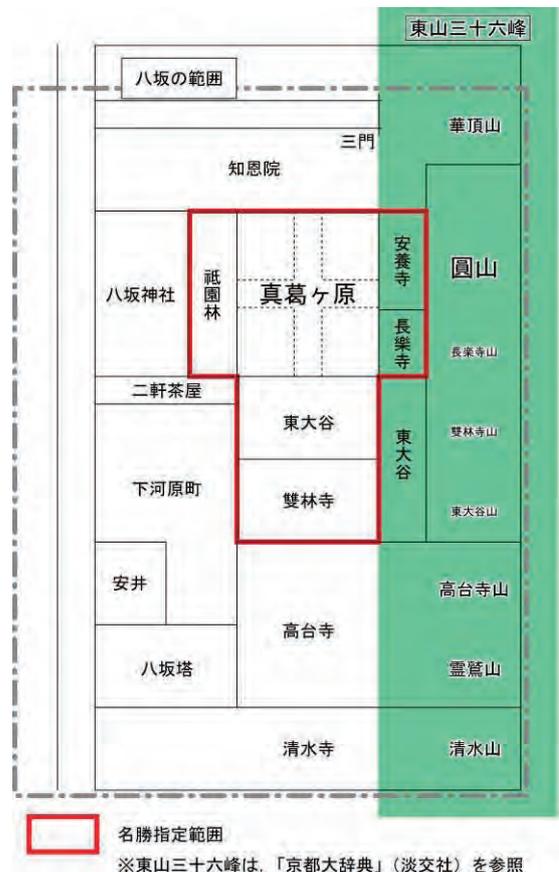


図 46 江戸期の真葛ヶ原・円山山麓をとりまく立地関係の模式

周辺地域の土地利用、関係法令等を勘案し、周辺地域と関係する名勝円山公園の区域の関係性と、その管理の考え方を示す。

表 28 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

区分	関係する区域	管理の考え方	各法令の指定地区・区域
青蓮院・知恩院周辺	圓山山麓 園池 祇園枝垂桜周辺 市民の森 便益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園及び古都の歴史的風土の風致景観を形成する重要な地域であることから、所有者と協議の上、適切な管理を進める。 ・一帯の趣のある沿道景観や門前景観との連続性に配慮するとともに、円山公園への主な動線となる北側入口周辺については、既存の構造物や樹木の管理について、周辺施設管理者に協力を求める。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種（第3種・第5種）地域 青蓮院・知恩院特別修景地域 屋外広告物規制区域（第1種地域、第2種地域、歴史遺産型第1種地域） 近景及び遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（知恩院境内）等
東大路通・法観寺周辺	市民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・繁華な市街地に近い立地を活かしたにぎわいづくりに重要な隣接地として、地下に埋蔵される遺構の保存を前提に、所有者と協議の上、空間的な連続性や風致景観に配慮した保存管理を進める。 	歴史遺産型美観地区 屋外広告物規制区域（第4種地域、歴史遺産型第2種地域） 近景及び遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（祇園遺跡）等
八坂神社	祇園枝垂桜周辺 市民の森	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、古都の歴史的風土及び名勝円山公園の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な保存管理を進める。 ・一帯の趣のある沿道景観や、祇園林を中心とした樹林地と八坂神社の樹林地との連続性に配慮した工作物や樹木の管理を維持し、風致景観の向上を図る。 ・祇園の夜桜など、来訪者へ快適で安全な空間を提供できるよう、所有者と連携して行催事の場の管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 屋外広告物規制区域（第1種地域、歴史遺産型第2種地域） 近景及び遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（八坂神社）等
長楽館・東大谷参道周辺	東大谷参道 祇園枝垂桜周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・古都の歴史的風土でもある東大谷参道を中心とした一帯の趣のある沿道景観を管理するため、所有者と協議の上、既存の連続感のある工作物や樹木を管理し、風致景観の向上を図る。 	歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 風致地区第2種（第3種）地域 円山特別修景地域 屋外広告物規制区域（第1種地域、第2種地域、歴史遺産型第1種地域、屋外広告物特別規制地区） 近景及び遠景デザイン保全区域 等
東大谷	圓山山麓 東大谷参道 園池 音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園及び古都の歴史的風土の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な保存管理を進める。 ・二年坂、産寧坂へのつながる東山観光散策道路との連続性に配慮して、園路、植栽樹木等の維持管理を行う。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 屋外広告物規制区域（第1種地域、屋外広告物禁止区域） 近景及び遠景デザイン保全区域 清水寺周辺特別修景地域 等
産寧坂	音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・産寧坂伝統的建造物群の特性である、高台寺表門から名勝円山公園までに連なる、高台寺塔頭群とその土塀、数奇屋風の茶屋や和風邸宅が形成する風致景観を維持するため、所有者と協議の上、樹木の剪定など適切な管理を進める。 	歴史的風土保存区域 産寧坂地区伝統的建造物群保存地区 風致地区第2種（第3種）地域 屋外広告物規制区域（屋外広告物等特別規制地区） 眺望景観視点場（面） 近景及び遠景デザイン保全区域 等
高台寺	音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂を象徴する歴史的・文化的資源が集積し、名勝円山公園及び古都の歴史的風土の風致景観を形成する重要な地域であることから、地下に埋蔵される遺構も含め、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 ・二年坂、産寧坂へのつながる東山観光散策道路との連続性に配慮して、園路、植栽樹木等の維持管理を行う。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 清水寺周辺特別修景地域 屋外広告物規制区域（第1種地域、屋外広告物等特別規制地区） 近景及び遠景デザイン保全区域 埋蔵文化財（高台寺境内（雲居寺跡）） 等
華頂山・圓山	圓山山麓 園池	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝円山公園及び古都の歴史的風土の背景を構成する重要な要素として、背景林の植生との調和ならびに森林被害木への対処など適切な管理を進める。 ・園池からの眺望景観の重要な要素として、隣接する圓山山麓と共に、一体的な植栽、植生の管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種地域 屋外広告物規制区域（第1種地域） 近景及び遠景デザイン保全区域 等
清水寺周辺	東大谷参道 園池 祇園枝垂桜周辺 音楽堂周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝円山公園とは隣接していないが、青蓮院・知恩院から、園池、祇園枝垂桜、音楽堂を経て、清水寺に至る趣のある景観を保全するため、散策路の連続性を図るなど、所有者と協議の上、適切な管理を図る。 	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区 風致地区第1種（第2種・第3種）地域 清水寺周辺特別修景地域 屋外広告物規制区域（第1種地域、第2種地域） 近景及び遠景デザイン保全区域 等

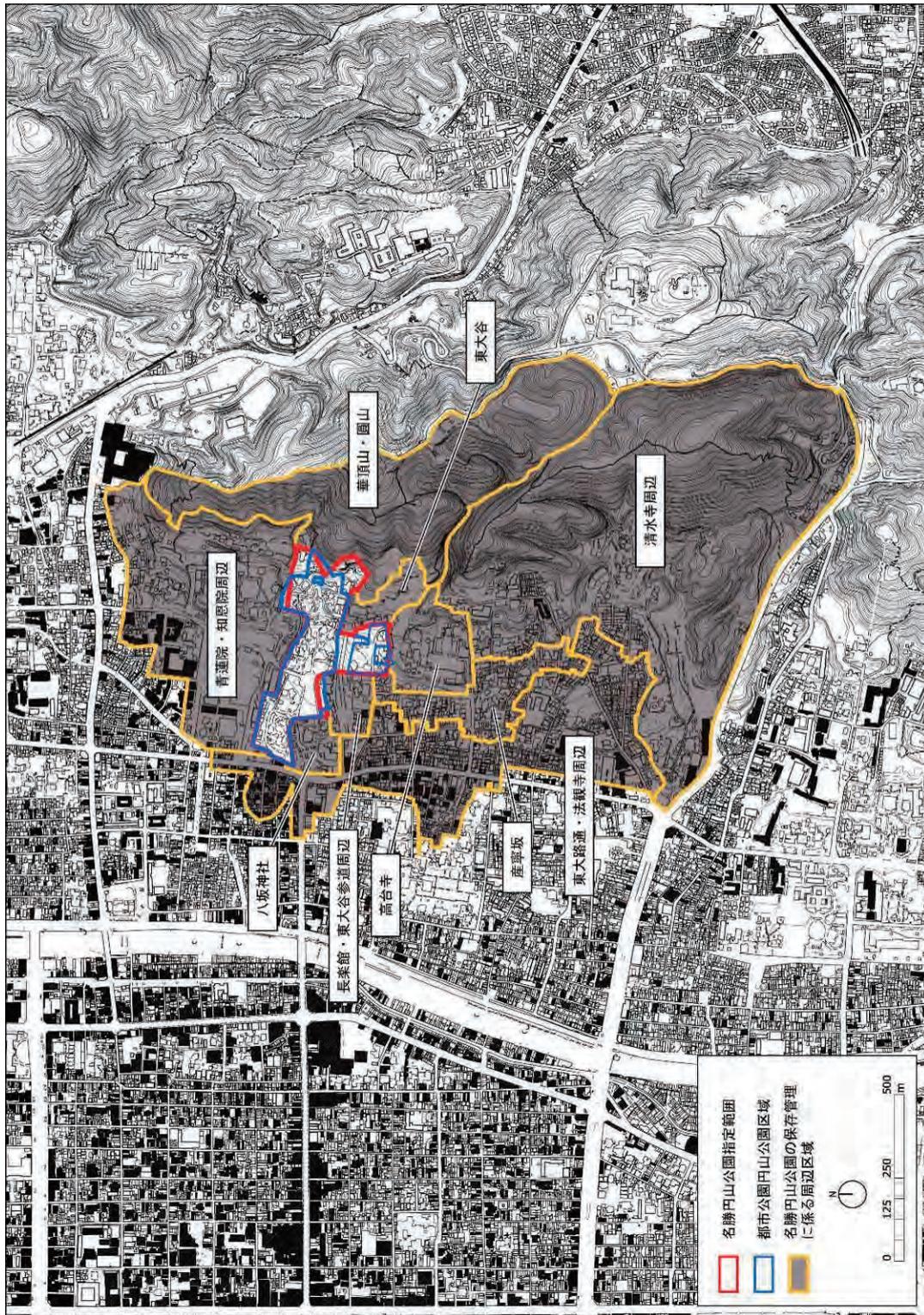


図 47 名勝円山公園指定範囲と関連する周辺地域

出典：京都市資料を基に作図